



菊川公民館だより

令和3年5月号

No.153

公民館主さんが交代しました

菊川公民館の館主を5年間勤められた尾崎光由さんが令和2年度末で退任し、新しい館主として前菊川地区自治会長の藤村雄二さんが着任しました。尾崎館主は「5年間、皆さんの御協力のおかげで楽しく務めさせていただきました。長く勤めるとマンネリ化してしまうので、誰かに新しい風を吹き込んでもらい、公民館活動をより一層活発化したいという思いで辞めさせてもらうことにしました」と語っていました。後任の藤村新館主は「尾崎さんが築いてこられた公民館運営を引き続いてやっていこうと思います」と話しました。



尾崎前館主、5年間お疲れ様でした。



藤村新館主、これからよろしくお願いします。

ドレッシングおいでな〜し



出来上がる直前。にんにくの良い香りです。

3月12日(金)、おいでな〜し菊川(代表者:尾崎通子さん)4名の皆さんが、公民館の調理室でドレッシング作りを行いました。切った野菜をミキサーにかけて、にんにくをすりつぶしたものを加え、調味料で味付けして出来上がり。おすそ分けもいただき、ありがとうございました。



ふれあいサロン一日研修



4月3日(土)、菊川ふれあいサロン(代表者:丸田カツミさん)の皆さん8名と一緒に、宇和島市津島町の南楽園(日本庭園)まで一日研修旅行に行ってきました。

行きのマイクロバスの中で人権・同和教育学習会(人権作品集「えがお」の朗読と意見交換)を行った後で、美しい庭園を見学して回りました。残念ながら桜の時期は過ぎていましたが、梅の花や手入れの行き届いた庭木に皆さん感動していました。曇り空でしたが雨も降らず、良いお花見日和でした。



ふれあいサロンの皆さんで記念撮影



こどもの日の由来



国民の祝日に関する法律では「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」ことが趣旨とされています。この日が端午の節句であることに因んでいます。

1951年のこの日、子供の権利に関する宣言「児童憲章」が制定されたことから、児童憲章制定記念日でもあります。

各都道府県知事あて厚生省児童局長通知「児童憲章について」によれば、「児童憲章」は、「児童の基本的な人権を尊重し、その幸福をはかるために大人の守るべき事項を、国民多数の意見を反映して児童問題有識者が自主的に制定した道徳的規範」であり、「児童福祉行政上極めて重要なもの」とされています。

【編集後記】

今年度も引き続き、菊川公民館を担当することになりました。また菊川地域の皆さんには1年間お世話になりますが、何卒よろしくお願いします。新型コロナウイルスの猛威も今だ衰えず、今年度も感染状況と向き合いながらの公民館活動になりそうですが、ご理解とご協力をお願いします。(I)

※浅野迦恋さん、兵頭海音さんはお休みです。

一曲の在校生の卒業歌	散ってなお人の目を引く花筏	ワクチンに予定預ける花見かな	ぬくぬくと蕾も円く春の雨	春の風光の粒を解き放つ	水温む排他の川に雷魚住む	朧月しとしと響く一人酒	たましひのこぼれて蝶になりにけり
兵頭嘉嘉	兵頭寛子	鶴川裕子	中川一喜	安岡留美	和田靖樹	鈴木木貴	浅野勇一



於 菊川公民館
三月十九日(金)

◎新聞・雑誌・段ボール・廃乾電池の収集日は、5月5日(水)です。



菊川公民館区人口(令和3年4月1日現在)		
男	209人	(前月比±0)
女	198人	(前月比-2)
合計	407人	(前月比-2)
世帯数	217戸	(前月比±0)

発行元:菊川公民館

〒798-4101
愛南町御荘菊川1159-1
TEL・FAX 74-0334

